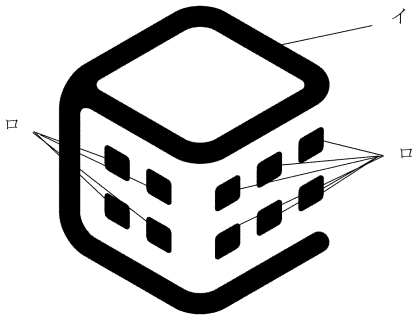
（削る）

様式第三十九（第三十二条第二項関係）



建築物エネルギー消費性能基準適合認定建築物

この建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第２項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められます。

建築物の名称
建築物の位置
認定番号
認定年月日
認定行政庁
適用基準

（備考）

１．色彩は、地の色は白色、文字の色は黒色（色は、100% black とする。）、イの部分の色は、カラーの標章を使用する場合においては緑色（色は、58% cyan、7% magenta、99% yellow、0% black とする。）、モノクロームの標章を使用する場合においては黒色（色は、100% black とする。）、ロの部分にあっては、カラーの標章を使用する場合においては濃い黄色（色は、8% cyan、24% magenta、80% yellow、7% black とする。）、モノクロームの標章を使用する場合においては灰色（色は、70% black とする。）とすること。

２．大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

３．基準適合認定建築物とその他の建築物を区別できるように表示すること。

４．第32条第１項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。

５．基準適合認定建築物が一戸建ての住宅である場合は、建築物の名称は省略することができる。

６．「適用基準」の欄は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）附則第３条又は第４条の適用の有無に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。

⑴　基準省令附則第３条又は第４条の適用を受ける場合
　一次エネルギー消費量基準（既存建築物）適合

⑵　基準省令附則第３条又は第４条の適用を受けない場合
　次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。
　イ　非住宅建築物（基準省令第１条第１項第１号の非住宅建築物をいう。）　一次エネルギー